

就業規則

(休日)

第26条 医院の休日は、原則として次のとおりとする。

- (1) 水曜日
 - (2) 日曜日
 - (3) 国民の祝日（祝日のある週は水曜日出勤）
 - (4) 夏季休日（8月13日～8月15日の3日間）
年間休日カレンダー又は医院の都合により日程変更する場合がある。
 - (5) 年末年始休日（12月31日～1月3日の4日間）
年間休日カレンダー又は医院の都合により日程変更する場合がある。
- 2 前項に定める休日のうち法定休日は、日曜日とする。

(時間外及び休日労働等)

第27条 医院は、業務上の必要がある場合、所定労働時間を超え、又は所定休日に労働を命じることができる。職員は、正当な理由なくこれを拒否することはできない。

- 2 前項の場合、法定労働時間を超える労働又は法定休日における労働について

(修正前)

計画的年次有給休暇付与に関する協定書

医療法人社団 (以下、医院という)と職員代表_____とは、年次有給休暇の取得の時期に関して、次のとおり協定する。

(対象となる休暇)

第1条 計画的年次有給休暇付与の対象となる職員は、各人が有する年次有給休暇のうち5日を超える日数とする。

(対象となる職員)

第2条 計画的年次有給休暇の対象となる者は、全職員とする。

(年次有給休暇のないもの)

第3条 計画的年次有給休暇の取得日において、個人で取得すべき5日を除いた年次有給休暇が計画的付与の対象とされる日数を下回る者、また、年次有給休暇が付与されていない職員については、特別休暇として通常の賃金を支払うものとする。

(取得時期)

第4条 本協定にもとづき年次有給休暇を付与する時期および日数は下記のとおりとする。
各就業規則の休日と定めた日とは別に設けるものとする。
具体的な日付け等に関しては、毎年、年度はじめに年間カレンダー等にて周知する。
1. 夏季休暇 (7月1日～9月30日の間に3日間)
2. 冬季休暇 (12月1日～3月31日の間に2日間)

※令和4年度の冬期休暇については、12月30日、1月4日とする。

コメントの追加 [01]: 修正前の付与日

(計画年休の変更)

第5条 医院および職員は、当労使協定によって年次有給休暇の計画休暇日が確定している場合であっても、やむを得ない事情がある場合には、30日前に申し出ることにより、この休暇日を変更することができる。
(2) 医院および職員は前項の申し出について、業務の正常な運営を妨げ、または職員の予定を著しく妨げるような事情がない限り、これに応じるものとする。

(有効期間)

第6条 本協定は令和4年12月22日より令和5年3月31日までを有効期間とする。
令和5年度については4月1日に改めて協定書を作成する。令和5年度以降の協定については、有効期間満了の1ヶ月前までに、本協定当事者のいずれからも文書をもって終了する旨の申し入れがないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

令和4年12月22日

医療法人社団

理事長 _____

職員代表 _____

(歯科医院のホームページにあった記載)

2021.12.28

年末年始のお知らせ

年末年始のお知らせです。

令和3年12月30日(木)～令和4年1月5日(水)まで休診とさせていただきます。

令和4年1月6日(木)より診療開始となります。

ご迷惑をおかけしますが、何卒宜しくお願い致します。



※これが、計画的付与の労使協定書で問題になりました。

※前年休みだった日を計画有給はあり得ないの見解

再提出 (修正)

計画的年次有給休暇付与に関する協定書

医療法人社団 (以下、医院という)と職員代表 _____ とは、年次有給休暇の取得の時期に関して、次のとおり協定する。

(対象となる休暇)

第1条 計画的年次有給休暇付与の対象となる職員は、各人が有する年次有給休暇のうち5日を越える日数とする。

(対象となる職員)

第2条 計画的年次有給休暇の対象となる者は、全職員とする。

(年次有給休暇のないもの)

第3条 計画的年次有給休暇の取得日において、個人で取得すべき5日を除いた年次有給休暇が計画的付与の対象とされる日数を下回る者、また、年次有給休暇が付与されていない職員については、特別休暇として通常の賃金を支払うものとする。

(取得時期)

第4条 本協定にもとづき年次有給休暇を付与する時期および日数は下記のとおりとする。
各就業規則の休日で定めた日とは別に設けるものとする。
具体的な日付け等に関しては、毎年、年度はじめに年間カレンダー等にて周知する。
1. 夏季休暇 (7月1日～9月30日の間に3日間)
2. 冬季休暇 (12月1日～3月31日の間に2日間)

○ ※令和4年度の冬期休暇については、12月30日、3月30日とする。

コメントの追加 [1]: 再提出後の計画的有給付与日

(計画年休の変更)

第5条 医院および職員は、当労使協定によって年次有給休暇の計画休暇日が確定している場合であっても、やむを得ない事情がある場合には、30日前に申し出ることにより、この休暇日を変更することができる。
(2) 医院および職員は前項の申し出について、業務の正常な運営を妨げ、または職員の予定を著しく妨げるような事情がない限り、これに応じるものとする。

(有効期間)

第6条 本協定は令和4年12月22日より令和5年3月31日までを有効期間とする。
令和5年度については4月1日に改めて協定書を作成する。令和5年度以降の協定については、有効期間満了の1ヶ月前までに、本協定当事者のいずれからも文書をもって終了する旨の申し入れがないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

令和5年2月14日

医療法人社団

理事長 _____

職員代表 _____